

神奈川県立相模湖交流センター
指定管理者外部評価委員会
評価報告書

令和7年5月

1 委員会委員（◎は委員長、○は副委員長）

委員名	職業等	委員区分
◎鷲尾 裕子	松蔭大学客員教授	学識経験者
藏本 隆	公認会計士・税理士	経理に関する識見を有する者
石黒 康仁	弁護士	法務に関する識見を有する者
高橋由紀恵	社会保険労務士	労務に関する識見を有する者
○大神田 賢	相模湖地区文化協会会長	施設利用者代表

2 スケジュール

令和6年10月30日	第1回委員会開催（選定基準等を協議）
令和7年1月22日	募集要項配布・質問の受付
令和7年2月13日	現地説明会 参加団体 3団体
令和7年3月3日	質問受付終了
令和7年3月18日	募集受付終了 応募団体 1団体
令和7年4月16日	第2回委員会開催（質疑応答及び採点・評価等）

3 評価の実施方法

（1）資格審査について

申請受付終了後、神奈川県政策局政策部土地水資源対策課において、申請団体より提出のあった各種証明書などに基づく申請資格審査を行い、申請資格を満たしていることを確認した。

（2）外部評価委員会の評価について

事前に委員へ申請書類を送付し、仮審査を行った。その後第2回委員会において、申請団体によるプレゼンテーションを通して提案内容を確認した上で、各委員による審査及び委員会としての評価を行った。

なお、中項目(6)「節減努力等」については、選定基準に掲載の計算式により採点し、中項目(8)「財政的な能力」については、指定管理者制度の運用に関する指針により、経理に関する識見を有する委員の採点を委員会の評価点とした。

（3）会議の公開・非公開について

第1回委員会の「選定基準」、第2回委員会の「審査及び評価」については、附属機関等の設置及び会議公開等運営に関する要綱第6条により、非公開として開催した。

4 選定基準

大項目	中項目	小項目	評価の視点	配点	指定の基準（条例、規則）	審査の対象とする申請書類の該当箇所
I サービスの向上 (55)	(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等	○指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	○相模湖交流センターの設置目的を踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な考え方、運営方針 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す（以下同じ）。	5	○住民の平等利用が確保されること（条例第5条第1号） ○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること（条例第5条第4号） ○水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること（規則第3条第2号）	事業計画書 I 1 (1) ア、 I 1 (1) イ
	(2) 施設の維持管理	○施設の特性を踏まえた維持管理	○多目的ホールやアートギャラリーなど施設の特性を踏まえた清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務に関する実施方針 ○相模原市立相模湖記念館と連携した効果的・効率的な維持管理の考え方	10	○相模原市立相模湖記念館と連携した円滑な管理ができること（条例第5条第3号） ○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること（条例第5条第4号） ○必要な人材を確保することができると認められること（規則第3条第1号）	事業計画書 I 2 (1) ア、 I 2 (1) イ
	(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金	○利用促進のための企画と取組 ○現状分析、課題把握	○水源地域と都市地域、更には世代を問わない多様な交流活動の場を提供するための施設として、施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握	25	○水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること（規則第3条第2号） ○利用料金は別に定める額の範囲内において、指定管理者が知事の承認を得て定める。（条例第12条第2項）	事業計画書 I 3 (1) ア、 I 3 (1) イ、 I 3 (1) ウ、 I 3 (2)
		○広報、PR活動 ○接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○利用料金	○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方			事業計画書 I 3 (3)、 I 3 (4) ア、 I 3 (4) イ、 I 3 (4) ウ、 (5)
	(4) 事故防止等安全管理	○事故防止等安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む） ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	5	○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること（条例第5条第4号）	事業計画書 I 4 (1) ア、 I 4 (1) イ、 I 4 (1) ウ

	(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり	○市町村、関係団体交流等 ○地域活性化につながる集客促進 ○地域人材や地元企業の活用	○相模湖周辺地域の地元市、関係団体、事業者等との協力体制の構築及び連携・交流 ○相模湖周辺地域の活性化につながる集客促進策の企画・取組 ○地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組	10	○水源地域の自然の保全及び活性化を図り、併せて県民に水源地域の自然とのふれあい及び多様な交流活動の場を提供するための施設としての神奈川県立相模湖交流センターの役割を適切に担えること（規則第3条第2号）	事業計画書Ⅰ5(1)、Ⅰ5(2)、Ⅰ5(3)イ、Ⅰ5(3)イ
管理経費の節減等 (20)	(6) 節減努力等	○節減努力等	「最低の提案額」と「積算価格から20%節減した額」のうち、高い金額 $\frac{\text{提案額} - \text{積算価格から20\%以上節減している場合は、積算価格から20\%節減した額}}{\text{提案額}} \times 20$ （注1）「提案額」、「積算価格」は、指定管理期間内の総額とする。 （注2）評価点は小数点以下切捨てとする。	20	○安定した経営基盤を有していること（条例第5条第6号）	経費積算内訳書（収支計画書）（様式3）
団体の業務遂行能力 (25)	(7) 人的な能力、執行体制	○人的な能力、執行体制	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	○指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させることができること（条例第5条第5号） ○必要な人材を確保することと認められること（規則第3条第1号）	事業計画書Ⅲ7(1)ア、Ⅲ7(1)イ、Ⅲ7(1)ウ
	(8) 財政的な能力	○財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5	○安定した経営基盤を有していること（条例第5条第6号）	経費積算内訳書（収支計画書）（様式3）、法人の事業計画書、収支予算書、事業実績書及び決算諸表等
	(9) コンプライアンス、社会貢献	○コンプライアンス	○指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む）	5	○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること（条例第5条第4号）	法人の諸規程類、事業計画書Ⅲ9(1)
		○社会貢献	○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の使用に向けた取組 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組			事業計画書Ⅲ9(2)イ、Ⅲ9(2)ウ、Ⅲ9(2)エ、Ⅲ9(2)オ、Ⅲ9(2)カ、Ⅲ9(2)キ
	(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護	○事故・不祥事への対応	○募集開始の日から起算して過去3年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況	5		事業計画書Ⅲ10(1)
		○個人情報保護	○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況			事業計画書Ⅲ10(2)

	(11) これまでの実績	○実績	○指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	○指定管理業務について相当の知識及び経験を有する者を従事させること（条例第5条第5号） ○関係法令及び条例の規定を遵守し、適切な管理ができること（条例第5条第4号）	事業計画書 Ⅲ 11(1) ア、Ⅲ11(1)イ
--	--------------	-----	--	---	---	-------------------------------

5 評価結果

外部評価委員会において厳正な評価を行った結果、提案者の順位は次のとおりであった。

順位	団体名（所在地）	大項目別点数			合計点
		サービスの向上	管理経費の節減等	団体の業務遂行能力	
1	アクティオ株式会社 （東京都目黒区）	44	20	21	85

6 提案概要及び評価の内容

提案者	アクティオ株式会社
-----	-----------

(1) 提案の概要

1 サービスの向上

(1) 指定管理業務実施にあたっての考え方、運営方針等

(指定管理者としての基本姿勢及び委託の考え方)

- 県の方針や施設の設置目的を踏まえ、地域の課題・ニーズの把握とともに、民間ならではの創意工夫ある企画や効率的な運営等により、多様化する利用者ニーズにも対応した質の高いサービスを提供する。
- アートギャラリーの利用率が低いことや若年層の利用者の少なさといった現状を踏まえ、①水源地域ならではの事業を実施し、興味・関心の醸成、知識の習得とともに水源地域の活性化、②文化芸術や交流活動を促す多彩なジャンルの事業の実施、③地域資産の活用による周知拡大と発展への寄与、④多世代・広範囲に届く多様な情報発信、⑤新たな利用者サービス、快適な空間づくりによる利用者拡大を重点施策として取り組む。
- 指定管理施設を運営するに当たって、①県の方針、設置目的の理解、②公正・公平、③ホスピタリティ、④サービス向上、⑤有益で魅力的な事業、⑥地域連携、⑦安全・安心、⑧コストの縮減を基本方針として掲げる。
- 「相模湖の森や湖から聞こえる響き」、「音楽・アートの響き」、「集まる人々の様々な活動の響き」、「出会いの響き」が波紋のように広がり、「響感」できる交流拠点を目指すことを管理運営コンセプトとし、“地域の響き”を生み出し続けるとともに、未来に向けて地域を活性化し、相模湖エリアを盛り上げる。
- 地元の企業を優先に、業務内容によって最適な企業への委託を行う。

(2) 施設の維持管理

(施設の特性を踏まえた維持管理)

- 「総合的なマネジメント力」を発揮し、保守点検・清掃・衛生管理などの業務を的確・スムーズに行い、利用者に安全・安心を確保すると共に、ホスピタリティあふれた快適な施設空間を提供する。
- 維持管理に係る各種業務は、PDCA サイクルを回しながら計画通りの実施を徹底すると共に、常に改善を図り、より安全で快適な施設空間の提供と設備の長寿命化を目指す。
- 相模湖交流センター及び相模湖記念館の管理に当たっては、神奈川県及び相模原市から与えられた業務について窓口・対応を一本化し、本社及び施設職員が一体となった「ワンストップサービス」による管理を継続する。

(3) 利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金

(利用促進のための企画と取組)

- 地域との連携をさらに深め、住民特性や立地を徹底的に知ることで、地域住民等に一層活用される施設、施設運営に携われるような参加性の高い施設を目指す。
- 具体的な取組みとしては、①積極的なPR活動、②魅力ある事業の実施、③施設設備の効果的な活用、④新たな利用者サービスの提供、⑤快適な空間の提供に取り組む。

- コンセプト「響感」に基づき、自主事業は、①環境啓発事業、②文化芸術事業、③交流・地域活性化事業の3つを重点的に取り組んでいく。（①は3事業、②は7事業、③は7事業を計画）

- 指定管理期間中の来館者目標

最終年度の目標値をコロナ禍以前の実績値に設定し、毎年おおよそ2.5～3%増を目指す。

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
来館者数	43,000人	44,100人	45,200人	46,300人	47,500人

- 指定管理期間中の目標利用率及び目標利用料金収入

・多目的ホール

最終年度の目標値をコロナ禍以前の実績値に設定し、毎年おおよそ2%増を目指す。

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用率	88.0%	89.7%	91.5%	93.3%	95.4%
利用料収入	4,600千円	4,675千円	4,750千円	4,825千円	4,900千円

・アートギャラリー

最終年度の目標値をコロナ禍以前の実績値に設定する。

項目	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
利用率	50.0%	50.5%	51.0%	51.5%	52.0%
利用料収入	240千円	250千円	260千円	270千円	280千円

（広報、PR活動）

- 地域や世の中の動向を意識した広報計画と対象者に届く効果的な広報媒体を選ぶことによって、施設の認知度をさらに向上させ、興味を持ってもらうことで、利用者拡大を実現する。
- 広報の効果分析を行うことで広報計画の見直しや利用者ニーズを把握する。

（接客、苦情処理、利用者ニーズの把握）

- 指定管理者として、利用者や地域住民の意見を様々な方法で収集、把握、分析、検討し、これを業務に反映していく。
- 「プラス1コミュニケーション」を通じた「生の声」の収集、鍵付き「ご意見箱」の設置、アンケートの実施により、利用者意見を収集・把握する。また、朝礼・引継ぎ時やスタッフミーティングなどにおいて共有・分析・検討する。
- 利用者トラブルの未然防止を徹底しつつも、苦情が発生した場合は、迅速に誠意ある的確な対応をするとともに、再発防止のため、職員全員で情報共有し業務改善に努める。
- 外国人、障がい者、高齢者等の利用確保への具体的な取組として、ユニバーサルデザインへの対応や人権研修、手話講習会の実施、筆談器やルーペ、コミュニケーション支援ボード等を設置している。

（利用料金）

- 利用料金の設定については、現行料金を踏襲する。
- 減免基準については、施設設置目的を鑑み、特に水源地域の活性化のために利用される場合には、減免基準を高く設定する。一方、高齢化率の高い地域でもあることから、児童・青少年の利用を促進させるため、神奈川県内の学校に所属するゼミ、部活動及びサークル等利用には、2割の減免を設定する。

（4）事故防止等安全管理

(事故防止等安全管理)

- 利用者の安全確保を最優先に、①事件・事故対応や防犯対策のマニュアルの策定・見直し・追加等による未然防止策の徹底、②緊急時体制の確立と対応の明確化、③指定管理者賠償責任保険への加入、④セルフモニタリング等による見直しと改善に取り組む。
- 緊急事態発生時に備えた危機管理マニュアルを作成するとともに、防災訓練や避難訓練コンサートを実施するなど、緊急事態発生時に迅速かつ的確な対応ができるよう備えるとともに、帰宅困難者の受入れや避難所としての対応に備え、日頃から地域との連携を強化する。

(5) 地域と連携した魅力ある施設づくり

(市町村、関係団体交流等)

- 地域と積極的に関わりを持ち、対話を推し進めることで、地域との多様なネットワークを築き、「地域を知り尽くす、掘り起こす」ことにより、施設価値の最大化、地域振興・活性化を目指す。
- 地域の企業や様々な活動団体等、協力先等と多様なネットワークを築いていく。

(地域活性化につながる集客促進)

- 地域で築いた多様なネットワークを踏まえた魅力的な事業の実施や利用者サービスの向上により集客促進を図り、地域のにぎわいづくり、そして地域活性化へつなげる。

2 管理経費の節減等

(6) 節減努力等

(節減努力等)

- 積算価格：512,015千円
積算価格から20%節減した額：409,622千円
アクティオ（株）の提案額：510,869千円
アクティオ（株）の提案額による計算
$$510,869\text{千円} > 409,622\text{千円}$$
$$20\text{点} \times \frac{510,869\text{千円} - 409,622\text{千円}}{510,869\text{千円}} = 20\text{点}$$
- 事務機器リース料等について、多くの運営施設があるスケールメリットを生かした経費削減に加え、ペーパーレス化等により様々な経費低減に努める。

3 団体の業務遂行能力

(7) 人的な能力、執行体制

(人的な能力、執行体制)

- 多数の施設を運営してきた経験を活かしたバックアップ体制とネットワークを活用した情報共有や地域との連携等を図り、より効率的で効果的な管理運営を行う。
- 専門的な業務については、経験豊富で、厳しいプロ意識を持ち、15年間の信頼と実績のある企業に再委託しつつ、その業務を管理・監督する。また、建物維持管理のための清掃・設備維持管理、修繕等については、県内・地域内に事業所がある企業を最優先に選定し、業務を実施し、地域に貢献する。
- “おもてなしの心溢れる接遇”に加え、施設の付加価値を向上させていく人材育成の研修を実施する。
- 現在、当施設に勤務する館長、職員・スタッフを原則継続雇用する。なお、現在の職員・スタッフの2/3が当地域在住者であり、新規採用する場合は、当地域から

の雇用を優先的に行う。

(9) コンプライアンス、個人情報保護、社会貢献

(コンプライアンス)

- 指定管理者として、法令・社会規範や企業コンプライアンスを徹底遵守する経営姿勢を貫き、事業活動を実行する。また、「アクティオ倫理基準」を記載した従業員専用カードの配布や「見られ公務員研修」を実施し、当社の価値観・倫理観に基づく行動を全従業員で実現する。

(社会貢献)

- 環境への配慮の3つの基本方針として、①利便性を低下させずに省エネルギーを推進、②循環型社会に配慮した消費行動の促進、③持続可能性を支える環境意識の啓発に取り組む。
- 令和6年6月1日現在の障害者雇用状況は、労働者数1,291.5人に対し常用雇用障害者数37.5人で、実雇用率は法定雇用率を上回る2.9%である。
- 「ともに生きる社会かながわ憲章」の趣旨を踏まえ、ともしび喫茶「青林檎」における交流機会の創出や障がい者アート展等近隣福祉団体の活動発表の場の提供などの取組みを推進する。
- SDGsについて、それぞれの目標を達成するため、地域と積極的に関わりを持ち、対話を推し進めることで、地域との多様なネットワークを築き、「地域を知り尽くす、掘り起こす」ことにより、施設価値の最大化、地域振興・活性化を目指すとともに、誰もが働きやすい職場を目指し、廃棄物発生抑制やリサイクル・リユース等を推進し、エシカル消費を心掛けた環境に配慮した施設管理運営を行う。

(10) 事故・不祥事への対応、個人情報保護

- 過去3年間に重大な事故又は不祥事等は生じていない。
- 個人情報保護法の2024年4月改正ポイントを十分理解した上で、①個人情報保護のための組織的安全体制、②個人情報保護方針、個人情報の取り扱いについて公表、③規定を定めた各種個人情報の適切な取扱い、④従事者の意識を向上させる継続的な教育・監査に取り組む。

(11) これまでの実績

(これまでの実績について)

- 現在、ホール・ギャラリー等のある類似施設は、横浜市西公会堂、南足柄市文化会館（金太郎みらいホール）等、27施設ある。
- これまでどの自治体からも指定取り消しを受けたことはない。

(2) 外部評価委員会の採点結果

大項目	小項目	評価の視点	配点	各委員による 仮採点結果					委員会としての 評価点
				A	B	C	D	E	
サービスの向上	○指定管理者としての運営方針及び委託の考え方	○相模湖交流センターの設置目的を踏まえた指定管理業務全般を通じた総合的な考え方、運営方針 ○業務の一部を委託する場合の業務内容等 (注) 委託とは、工事の請負等を含め、指定管理者が業務の一部を外注する行為を指す（以下同じ）。	5	3	4	3	5	4	4
	○施設の特性を踏まえた維持管理	○多目的ホールやアートギャラリーなど施設の特性を踏まえた清掃、保守点検、受付、警備等の維持管理業務に関する実施方針 ○相模原市立相模湖記念館と連携した効果的・効率的な維持管理の考え方	10	8	8	8	8	8	8

	○利用促進のための企画と取組 ○現状分析、課題把握 ○広報、PR活動 ○接客、苦情処理、利用者ニーズの把握 ○利用料金	○水源地域と都市地域、更には世代を問わない多様な交流活動の場を提供するための施設として、施設の特性を活かした利用促進のための企画・取組 ○施設の特性をより効果的に活かすために行う自主事業の内容等 ○現状の分析や課題の把握 ○より多くの利用を図るために行う広報・PR活動の内容等 ○サービス向上のために行う利用者ニーズ・苦情の把握及びその内容の事業等への反映の仕組み等 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーション上の工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○利用料金の設定、減免の考え方	25	15	20	15	20	20	20
	○事故防止等安全管理	○通常の指定管理業務を行う際の事故防止等の取組内容 ○災害・事故、不祥事等の緊急事態が発生した場合や安全管理の妨げとなりうる事案を認知した際の対応方針（利用者に外国人や障がい者、高齢者が含まれていた場合の対応方針を含む） ○急病人等が生じた場合の対応（救急救命士等の配置、救命に関する職員研修等）	5	5	4	3	5	3	4
	○市町村、関係団体交流等 ○地域活性化につながる集客促進 ○地域人材や地元企業の活用	○相模湖周辺地域の地元市、関係団体、事業者等との協力体制の構築及び連携・交流 ○相模湖周辺地域の活性化につながる集客促進策の企画・取組 ○地域人材の参加・活用による施設づくりや利用者サービス向上に対する考え方 ○地元企業への業務委託等による迅速かつきめ細かいサービスの提供に向けた取組	10	8	8	8	8	10	8
管理経費の節減等	○節減努力等	「最低の提案額」と 「積算価格から20%節減した額」 のうち、高い金額 $\times 20$ 提案額（積算価格から20%以上節減している場合は、積算価格から20%節減した額） （注1）「提案額」、「積算価格」は、指定管理期間内の総額とする。 （注2）評価点は小数点以下切捨てとする。	20	20	20	20	20	20	20
団体の業務遂行能力	○人的な能力、執行体制	○指定期間を通じて効果的・効率的に指定管理業務を行うための人員配置等の状況 ○業務の一部を委託する場合の管理・指導体制の状況 ○指定期間を通じて安定して指定管理業務を行うための人材育成や職員採用の状況、労働時間短縮の取組や職場のハラスメント対策など労働環境の確保に係る取組状況	5	3	3	4	2	3	3
	○財政的な能力	○安定した指定管理業務の実施を判断する指標としての団体等の経営状況、団体等の事業の継続性・安定性の度合い、団体等の事業の信頼性の度合い	5		5				5
	○コンプライアンス ○社会貢献	○指定管理業務を実施するために必要な団体の企業倫理・諸規程の整備、施設設備の維持管理に関する法規や労働関係法規などの法令遵守の徹底に向けた取組の状況（労働条件審査の実施予定など施設職員に係る労働条件の確認の有無を含む） ○指定管理業務を行う際の環境への配慮の状況 ○再生可能エネルギー電力の使用に向けた取組 ○法定雇用率の達成状況等、障害者雇用促進の考え方と実績 ○障害を理由とする差別の解消の促進に関する法律及び神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例に基づく合理的配慮など、「ともに生きる社会かながわ憲章」の主旨を踏まえた取組についての考え方 ○外国人、障がい者、高齢者等誰もが円滑に施設利用するための、コミュニケーションにおける工夫及び必要に応じた支援の方針 ○神奈川県手話言語条例への対応 ○社会貢献活動等、CSRの考え方と実績、SDGs（持続可能な開発目標）への取組	5	4	4	4	5	5	4

○事故・不祥事への対応 ○個人情報保護	○募集開始の日から起算して過去３年間の重大な事故または不祥事の有無ならびに事故等があった場合の対応状況及び再発防止策構築状況 ○個人情報保護についての方針・体制、職員に対する教育・研修体制及び個人情報の取扱いの状況	5	5	4	4	5	4	4
○実績	○指定管理施設及び類似の業務を行う施設等での管理実績の状況 ○県又は他の自治体における指定取消しの有無	5	5	5	4	5	5	5
合 計								85

(3) 評価講評

評価できる内容については、次のようなものがあった。

- ・ サービスの向上について、他の施設を含め豊富な管理実績とこれまでの３期の取組の継続性を評価する。
- ・ 水源地域の活性化及び交流の拠点としての役割を果たしている。
- ・ 団体の業務遂行能力について、全国で多数の指定管理施設の管理運営を行っており、実績が認められる。

懸念される内容、要望としては、次のようなものがあった。

- ・ 利用促進のための新規事業の提案がほしい。
- ・ 人件費が想定積算額より低いことについて、職員の働きがいの観点から懸念がある。
- ・ 施設内に障がい者の社会参加支援のためのともしび喫茶があることを活用し、強みとなるような取り組みをしてほしい。

総合的に判断して、問題ない提案とした。

7 議事概要（主要論点）

＜審査項目「利用促進のための取組、利用者への対応、利用料金」についての審査過程＞

（B委員、D委員、E委員）特に問題ないため、20点と評価する。

（A委員）新しい取組を聞けなかったので15点にした。

（C委員）以前からやっていることで新鮮味がないので15点にしたが、悪い評価ではない。

（委員長）委員会としては20点とする。

＜審査項目「地域と連携した魅力ある施設づくり」についての審査過程＞

（委員長）施設利用者代表のE委員が10点を付けているのは申請団体の励みになるだろう。

委員会としては多数意見を採用して8点とする。

＜審査項目「人的な能力、執行体制」についての審査過程＞

（A委員）本日のプレゼンテーションや質疑を通して、本社の社員と館長が同じ方向を向いていないように感じたため、3点とした。

（B委員）世の中的にインフレであることや、売上が上がっていることから、給与をもう少し頑張してほしいと思い、3点とした。

（C委員）特に問題ないため、4点とする。

（委員長）申請団体には、人件費が想定積算額より低いことについて、職員の働きがいの観点から懸念している委員が複数名いたと伝えていただきたい。委員会としては3点とする。

＜審査項目「コンプライアンス、社会貢献」についての審査過程＞

（B委員）（障がい者雇用促進について、）施設内に障害者支援団体によってもしば喫茶「青林檎」があるのだから、業務委託等に活用していただきたい。

（A委員）同様である。青林檎を絡めた提案が出てくることを期待していた。

（D委員）申請団体の障害者雇用率は法定雇用率を上回っている。

（E委員）相模湖地域に障害者の就労支援事業所は「青林檎」しかないため、5点と評価する。

（委員長）委員会としては4点とする。附帯意見として、申請団体には、ぜひ青林檎を活用し、強みとしてほしいと伝えていただきたい。